(b)　申込先及び交付場所
担当部局　〒600―8234 京都府京都市下京区西洞院通塩小路下る南不動堂町808 京都国道事務所内近畿地方整備局総務事務センター京都分室　電話：075―354―8130 Mail：kkr-kyoto-soumujimu@mlit.go.jp
(c)　交付申込期限　令和６年１月19日12時00分まで
⑶　参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
令和６年１月19日12時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。
ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記５⑴の担当部局に提出すること。
⑷　技術提案書の提出期限、提出場所及び方法
令和６年３月12日12時00分までに技術資料等アップロードシステムを使用して提出すること。
ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、持参・郵送により上記５⑴の担当部局に提出すること。
６　その他
⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　本業務における契約保証金は免除する。
⑶　契約書作成の要否　要
⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無
⑸　関連情報を入手するための照会窓口　上記５⑴に同じ。
⑹　上記２⑴(b)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業、又は一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業を構成員に含む設計共同体も上記５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
⑺　詳細は説明書による。
７　Summary
⑴　Classification of the services to be procured : 42
⑵　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yuta Ozaki, Director of Kyoto National Highway Office Kinki Regional Development Bureau Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism.
⑶　Subject matter of the contract : Tourism and traffic management in the Kyoto metropolitan area.
⑷　Time-limit to express interests : Noon 19 January, 2024
⑸　Time-limit for the submission of proposals : Noon 12 March 2024
⑹　Contact point for documentation relating to the proposal : General Affairs Office Kyoto Branch, Kinki Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kyoto National Highway Office, 808 Minamifudondocho Shimogyo-ku, Kyoto-city, Kyoto-Prefecture, 600―8234, Japan TEL 075―354―8130 FAX 075―353―7079

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

京都都市圏観光交通マネジメント業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
令和６年１月９日
近畿地方整備局長　見坂　茂範
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　26
１　業務内容
⑴　業務名　京都都市圏観光交通マネジメント業務
⑵　業務内容　本業務は、「観光イノベーション地域」に選定された京都市において発生している観光地の混雑や交通渋滞等の観光課題の解消に向けて「京都エリア観光渋滞対策実験協議会」の運営補助を行うとともに、各種調査によって現状を把握した上で効果的な対策およびマネジメント手法を検討し、混雑緩和を図ることを目的とする業務である。
主な業務内容は以下のとおりである。
・観光客他の混雑緩和に向けた需要の分散化・観光客の誘導策の検討
・自動車の流入抑制や駐車需要の管理に資する施策の検討
・観光客の分散や自動車の流入抑制に資する情報提供サービスの提供
・モニタリングデータの収集・管理
・協議会運営補助及び資料作成
・報告書作成
⑶　履行期間　契約締結日の翌日から令和６年12月27日
２　申請の時期
令和６年１月９日から令和６年１月19日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く。）。
なお、令和６年１月20日以降（休日を除く。）当該業務に係る技術提案書の提出の時までにおいても随時、申請を受け付けるが、当該提出の時までに審査が終了せず、技術提案書が提出できないことがある。
受付時間は（受付期間中の各日とも）９時15分から16時30分までとする。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
３　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（建設コンサルタント業務等）」（以下「申請書」という。）は、令和６年１月９日から近畿地方整備局京都国道事務所において設計共同体としての資格を得ようとする者に交付する。
なお、令和６年１月９日から令和６年１月19日まで（休日を除く。）においては、電子入札システムにおいても交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に京都都市圏観光交通マネジメント業務設計共同体協定書（４⑷の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参若しくは郵送（必着。書留郵便に限る。）又は電子メールにより提出すること。
なお、電子メールにより提出する場合は、電子メール送信後、必ず送信した旨を電話にて下記に連絡すること。電話連絡がない場合は、申請を受理しない。
また、電子入札システムによる申請は認めない。
提出場所は次のとおりとする。
＜持参・郵送の場合＞
〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前３－１－41大手前合同庁舎　近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141
＜電子メールの場合＞
（電子メールの送信先）
kkr-kinki86shikaku@mlit.go.jp
（電子メールの件名）
設計共同体申請書（京都都市圏観光交通マネジメント業務）
（電子メール送信後の連絡先）
近畿地方整備局総務部契約課調査係　電話06―6942―1141
⑶　申請書等の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
４　設計共同体としての資格及びその審査
次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和４年10月３日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和４年10月３日付け公示」という。）６（測量・建設コンサルタント等業務）の⑴から⑷までに掲げる項目を確認したうえで設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
１）予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
２）近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局長が別に定める手続に基づき一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）